

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

- 公衆浴場入浴料金の指定……………一
- …（生活文化局消費生活部生活安全課）…
- 建築基準法による意見の聴取……………一
- …（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課）…
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更……………二
- …（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）…
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止……………三
- …（同）…

## 公 告

- 開発行為に関する工事完了……………三
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四
- …（産業労働局商工部地域産業振興課）…

## 告 示

● 東京都告示第九百六十九号  
公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十三年厚生省令第三十八号）第二条の規定に基づき、公

衆浴場入浴料金を次のように指定し、令和三年八月一日から施行する。

なお、令和元年東京都告示第四百七十三号（公衆浴場入浴料金の指定）は、令和三年七月三十一日限り廃止する。

令和三年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

### 一 公衆浴場入浴料金

（一）十二歳以上の者一人についての入浴料金 四百八十円

（二）六歳以上十二歳未満の者一人についての入浴料金 百八十円

（三）六歳未満の者一人についての入浴料金 八十円

二 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十四号）第二条第二項に規定するその他の公衆浴場（公衆浴場法（昭和二十三年法律第三十九号）第二条第三項の規定に基づき特別区又は保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。）の入浴料金については、一の規定は適用しない。

### ● 東京都告示第九百七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十三項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由と

なる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和三年七月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

一 公聴会を行う日時 令和三年八月三日（火曜日）午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都青梅合同庁舎三階第二会議室  
青梅市河辺町六丁目四番地の一

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第一担当（東京都青梅合同庁舎三階）  
青梅市河辺町六丁目四番地の一  
電話〇四二八（二三）三六九二

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 大阪府大阪市中央区本町三丁目六番四号  
所氏名 岩谷産業株式会社

建築敷地 羽村市緑ヶ丘三丁目三番一の一部  
地域地区 工業専用地域及び準防火地域等

## 申 請 の 概 要

工事種別 新築  
及び用途 物品販売店舗（水素ステーション）

敷地面積 約一、三九九平方メートル

建築面積 約六三平方メートル

延べ面積 約八七平方メートル

構造及び階数 鉄骨造ほか  
地上一階

高さ 四・九六メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第十三項ただし書

●東京都告示第九百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出があったので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年七月二十六日

東京都知事 小池百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
あいメディカルクリニック	医療法人社団桜寿会 リアンレーヴ高田馬場ク リニック	豊島区目白3-4-18 小野ビル3階	新宿区下落合1-6-9 リアンレーヴ高田馬 場1階	令和元年10月1日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
もも ころの診療所	医療法人社団もも ころの診療所	千代田区神田神保町1-16-3 4階	令和元年5月1日
医療法人社団 大観会 宝山クリニック	宝山クリニック	目黒区祐天寺1-18-9 1階	令和元年10月1日

(3) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
医療法人社団上桜会 ゆうメンタルクリニック新宿院	渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス 新宿地下1階	新宿区西新宿1-11-11 河野ビル2階	令和元年11月4日

薬局(精神通院医療)

(1) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
日本調剤 すぎの木薬局	すぎの木薬局	港区西新橋3-23-6	令和元年10月1日
クローバー薬局 平井店	アイン薬局 平井店	江戸川区平井5-14-10 協和物産平井駅前ビル102	同 日
ヒルマ薬局下板橋店	コウシン薬局	板橋区板橋2-5-2 コウシンビル1階	令和元年10月31日
アイン薬局 石神井台店	ハートかねまん薬局 石神井台店	雑司が谷区石神井台4-7-3	令和元年11月1日
アイン薬局 練瀬店	ハートかねまん薬局 練瀬店	足立区東練瀬1-9-4 プラザ白うめ1階	同 日
アイン薬局 向原店	ハートかねまん薬局 東大和店	東大和市向原2-1-19	同 日

(2) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
和同会薬局	千代田区神田駿河台2-3-10 東京区科歯 科大学生体材料工学研究所1階	千代田区神田駿河台2-3-21	令和元年9月17日
クオール薬局 下北沢店	世田谷区北沢2-20-14 マツヤ本社ビル 1階	世田谷区北沢2-20-14 古川ビル1階	令和元年10月1日
みつばち薬局 高円寺店	杉並区高円寺北3-25-25 102	杉並区高円寺北2-2-12 101	同 日
ひかり薬局	江東区人島7-1-15	江東区人島7-1-19	令和元年11月1日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
つるかわ駅前訪問看護ステーション	町田市能ヶ谷1-14-26-117	町田市能ヶ谷1-7-7 レクセルプラザ20 2	令和元年10月28日

●東京都告示第九百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六十三条の規定による届出があったので、指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

薬局（精神通院医療）

(1) 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
サエグサ調剤薬局 光が丘店	練馬区十支田1-6-5	令和元年10月25日
薬局アポック 銀座カスミ通り店	中央区銀座3-4-5 銀三ビル2階	令和元年10月29日
下宿薬局 阿佐谷店	杉並区阿佐谷北1-4-6 コルヌイエ北阿佐谷1階中央店舗	令和元年10月31日
マリノカ薬局	北区浮間4-1-12	同 日
日生薬局 渋谷店	渋谷区東2-23-9	同 日

指定訪問看護事業者等（精神通院医療）

(1) 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問看護ステーション コルディアール杉並	杉並区梅里1-22-25 第三口東ビル4階	令和元年10月31日
訪問看護ステーション コルディアール荻野	荻野区東金町1-40-4 AK B.L.D. XV 金町北口ビル3階	同 日

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年七月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

羽村市羽字武蔵野四千二百七番一、同番四、四千二百七番一、同番三、同番六、四千二百一十一番三、四千二百一十二番二、四千二百一十三番一から同番三まで及び四千二百一十四番三

羽村市羽字武蔵野四千二百七番地 七番地 医療法人社団三秀会 理事長 三浦 剛士

あきる野市瀬戸岡字中耕地五百七十九番九、五百八十七番二、五百八十八番一及び同番二

あきる野市瀬戸岡五百二十四番地七メツツカタクリ一〇一号 森田 大輝

国分寺市戸倉三丁目五番七

西東京市東伏見三丁目八番十三号 ティーアラウンド株式会社 代表取締役 大橋 博範

国分寺市内藤二丁目八番十一から同番十六まで

小平市学園西町二丁目二番十五号 有限会社マコトプランニング 取締役 金澤 眞

国分寺市西町二丁目三十番地十一  
株式会社トムズハウジング  
代表取締役 鈴木 努

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年七月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和三年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 アクアシテイお台場
- 二 店舗所在地 港区台場一丁目七番一号
- 三 設置者名 三菱地所株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号ほか
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 日本トイザラス株式会社ほか五十五名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 日本トイザラス株式会社ほか四十七名

- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンペット株式会社ほか八名
- 八 変更前の小売業者の住所 世田谷区三宿一丁目十三番一号（株式会社プロビジョン）ほか
- 九 変更後の小売業者の住所 品川区東大井二丁目一―五（株式会社プロビジョン）ほか
- 十 変更前の小売業者の代表者名 辻 晴芳（イオンペット株式会社）ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 米津 一郎（イオンペット株式会社）ほか
- 十二 変更日 令和三年五月三十一日ほか
- 十三 届出日 令和三年七月七日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十五 縦覧期間 令和三年七月二十六日から同年十一月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 池袋スクエア
- 二 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目十四番一号
- 三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 中央区八重洲一丁目二番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社イーグルリテイリング
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 KDDI株式会社

- 七 変更日 令和二年七月二十九日
- 八 届出日 令和三年七月七日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十 縦覧期間 令和三年七月二十六日から同年十一月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

一本 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

